

(共済保険契約が消滅した場合の保険料等の返還)

第28条 保険契約が消滅した場合において、解約日の属する保険年度の保険料が払い込まれていたときは、4月1日(最初の保険年度の場合には契約日)から前条に規定する消滅年月日までの経過月数(1か月に満たない経過月の端数は、これを切り上げる。以下、本条において「経過月数」という)に応じて算出された金額を返還する。

2. 前項に規定する金額は、次の算式により求められた金額とする。

第6条に規定する年払保険料 $\times$ (12-経過月数) $\div$ 12

3. 契約者死亡による返還保険料の受給権者は、指定受給権者とし、その受給順位は指定の順位とする。ただし、指定受給権者がいない場合、または、全ての指定受給権者が契約者よりも前に死亡していた場合の受給権者および受給順位は、第7条第3項および第4項の規定による。

4. 前項の受給権者が返還保険料支払未了のまま死亡した場合の受給権者は、死亡した受給権者を被相続人とした民法の規定とする。

(契約者の住所の変更等)

第29条 契約者が住所を変更したときは、すみやかに本会に通知するものとする。

2. 前項の通知がなく、契約者の住所を本会が確認できなかった場合、本会の知った最終の住所あてに発した通知は、契約者に到達したものとみなす。

(保険料または保険金額の定期的見直し)

第30条 本会は、その業務または財産の状況に照らして認可特定保険業の財務健全性を維持することを目的として定期的な検証を行い、その維持が困難と判断できる蓋然性がある場合には、保険契約に基づく責任期間中であっても、主務官庁の認可を得て次の変更を行うことがある。

一 保険料を増額、共済保険金日額を減額または支払日数を短縮すること

2. 前項の変更を行う場合には、施行規則に規定される審議会の答申を得た上で、本会理事会の議により、本会代議員会の議決を経て主務官庁への認可申請を行う。

3. 第1項に定める定期的な検証の結果、本会が保険料、共済保険金日額または支払日数の見直しを行う場合には、本会は、その内容につき、主務官庁の認可を取得した後ただちに、その対象となる共済保険契約の契約者に通知する。

(保険金額、保険の種類または保険期間を変更する場合の取扱い)

第31条 本制度は、この規則に定めるもののほか、保険金額、保険の種類または保険期間の変更の取扱いに関する事項につき定めを置かないものとする。

(この規則の変更および廃止)

第32条 本規則を変更し、または廃止しようとするときは、施行規則に規定される審議会の答申を得た上で、本会理事会の議により、本会代議員会の議決を経て、主務官庁の認可を取得しなければならない。

(施行細則への委任)

第33条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な細則は、本会理事会で別に定める。

(制度廃止および認可特定保険業の廃業)

第34条 本制度が主務官庁の認可を得て廃止または廃業されるときは保険業法に基づく手続きを行う。

(時 効)

第35条 本制度における共済保険金およびこの保険に関連する一切の支払いを請求する権利は、支払事由発生の日から起算して3年間これを行使しないときは当該期間の経過をもって自動的に消滅する。ただし、本会理事会が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

(共済保険制度会計)

第36条 本制度の会計は保険業法に基づき別途管理する。

(共済保険制度会計の収支および管理等)

第37条 本制度の会計の収支および財産の運用管理は、本会理事会が行う。

(特別勘定)

第38条 本会は、本制度に係る特別勘定を設置しない。

(共済保険制度会計の目的以外使用の禁止)

第39条 本制度の会計は、この規則の規定による共済保険金、制度運営および改廃に要する経費を支出するほか、他に流用、転貸または担保にすることができない。ただし、認可特定保険業者として主務官庁の承認を得た場合はこの限りでない。

(保険計理人の選任)

第40条 本会は、保険業法に規定される保険計理人を選任する。

(共済保険制度の会計報告書および業務報告書)

第41条 保険業法に基づき、本制度に関する会計報告書および業務報告書を作成し、
 本会代議員会の議決を経なければならない。

(監査規則に基づく監査の実施)

第42条 本制度およびその会計は、一般社団法人北海道歯科医師会監査規則に基づく
 監査を受けなければならない。

(管轄裁判所)

第43条 この共済保険契約における共済保険金の請求その他この共済保険に関する一
 切の訴訟については、本会の主たる事務所の所在地または、保険金の受取人の住所
 地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び
 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第
 106条第1項に定める一般法人の設立の登記日から施行する。
2. 平成8年規則廃止時に2口以上加入していた契約者については、次の取扱いとす
 る。
 - (1) 平成8年規則における加入口数を継続することができる。
 - (2) 増口はできない。
 - (3) 満60歳に達した日の属する保険年度の翌保険年度以降は、加入口数を1口とす
 る。
 - (4) 保険料は、保険年度の初日（4月1日）時点の口数で支払うものとする。
3. 第3条第5号に規定する通算支払日数には、平成10年規則による支払日数も通算
 するものとする。

附 則

1. この規則は、平成26年4月1日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会死亡弔慰金規則

第1章 総 則

(制 定)

第1条 この規則は、定款第4条第1項第8号前段及び同条第2項の規定に基づき、これを定める。

(趣 旨)

第2条 本会は、この規則の定めるところにより会員の死亡（全盲を含む）弔慰金事業を行う。

(事業適用会員)

第3条 昭和60年3月31日現在、社団法人北海道歯科医師会福祉共済の加入者に限り適用する。

(適用資格の喪失)

第4条 本会々員の資格を失ったときは、その翌日から資格を失う。

第2章 給 付

(給付金)

第5条 加入者が死亡した場合、10万円の死亡弔慰金を給付する。

(死亡弔慰金受給申請書)

第6条 前条に規定する死亡弔慰金を受けようとするときは、所定の給付申請書をあらかじめ加入者の指定した順位による受領者が、所属の郡市区歯科医師会を経て本会に提出するものとする。

ただし、受領者の順位の指定されていなかったか、または指定された受領者が死亡して再指定されていなかったときは、加入者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って死亡弔慰金受領者が指定されてあったものとする。この場合、同順位の者が2人以上あるときは、死亡弔慰金はその人数によって等分するものとする。

2. 死亡弔慰金は、加入者が死亡の日から1年以内に前項に規定する請求をしない

ときは、特別の事由がない限り給付を受ける権利を放棄したものとみなす。

第3章 負 担 金

(負 担 金)

第7条 負担金は、徴収しない。

第4章 会計及び財産の管理

(会計及び財産管理)

第8条 この規則に定める事業の会計及び財産の運用管理は、北海道歯科医師会が行う。

2. この会計は、特別会計とする。

第5章 雑 則

(多数発生時の臨時措置)

第9条 対象者全員にこの規則に基づく給付金を給付することが不可能となった場合は、会長は理事会の議を経てこの規則の定めに拘らず臨時措置を講ずることができる。

(その他臨時措置)

第10条 本規則に定めたものの外、執務上必要な事項は、理事会の議を経て会長がこれを決める。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会災害共済保険規則

(制定の趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人北海道歯科医師会（以下「本会」という）定款第4条第1項第10号の規定に基づき、これを定める。

(災害共済保険制度の目的)

第2条 災害共済保険制度（以下「本制度」という）は、正会員の相互扶助の理念に則し、会員の福祉共済を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規則において、次の号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 契約者 正会員ならびに本会および郡市区歯科医師会に勤務する職員のうち、本制度への加入を申し出て保険契約を締結した者をいう。
- 二 指定物件 本会会員として届出のある就業所および住宅とし、会員自ら所有し、または借り受けもしくはこれに準じて使用している物件とする。
- 三 受給権者 受給権者は共済保険金の受取人とする。

(事務の分掌)

第4条 災害共済保険事業の事務の一部は、この規則の定めるところにより、郡市区歯科医師会に分掌させることができる。

(災害共済保険制度における保険金の種類)

第5条 本制度により支払われる共済保険金は、次のとおりとする。

- 一 火災等共済保険金
- 二 落下物等共済保険金
- 三 放水損害共済保険金
- 四 水害共済保険金
- 五 地震台風見舞共済保険金
- 六 その他損害共済保険金

(保険の目的)

第6条 本制度による保険の目的は、指定物件とする。

2. 一診療所または病院に所属し、その責任者（管理者を含む）である会員のうち、

本会に届出をした就業所が自ら所有または借り受けをしていない会員、ならびに定款施行規則第10条により終身会員となった者および廃業した者は、就業所を指定物件として指定しないことができる。

3. 定款施行規則第6条第2項の規定により会費が減額されている会員（以下「6条2項会員」という）および本会または郡市区歯科医師会の職員が、指定物件として指定できる物件は住宅に限るものとする。

4. 一診療所または病院に所属し、その責任者（管理者を含む）である会員のうち、指定しようとする就業所が、既に他の会員によって指定されているときは、当該会員が指定物件として指定できる物件は住宅に限るものとする。

5. 住宅および就業所が同一の建物内にある場合は、それぞれを1物件とみなす。

（共済保険金の支払事由）

第7条 本制度による各共済保険金の支払事由は、次のとおりとする。

一 火災等共済保険金

火災または爆発等により指定物件に損害を生じたとき。

二 落下物等共済保険金

航空機の落下、航空機等よりの落下物または自動車等の飛込みにより指定物件に損害を生じたとき。

三 放水損害共済保険金

隣接建物火災消防のための放水により指定物件に損害を生じたとき。

四 水害共済保険金

水害により指定物件に床下浸水または床上浸水の損害を生じたとき。ただし、床下浸水による給付は、ボイラー等の付帯施設設備に損害を生じた場合に限る。

五 地震台風見舞共済保険金

地震・台風等の天災により指定物件に損害を生じたときは、本会理事会の議を経て共済保険金を支払うことができる。

六 その他損害共済保険金

その他指定物件に関し前各号に準ずる損害を生じたときは、本会理事会の議を経て共済保険金を支払うことができる。

（保 険 料）

第8条 この共済保険契約の保険料は本会の定める保険料とする。

(保険金額)

第9条 この共済保険契約の共済保険金額は別表第一に定めるとおりとする。

(災害共済保険制度における共済保険金の受給権者)

第10条 この共済保険契約における共済保険金の受給権者は契約者本人とする。

2. 契約者本人が共済保険金支払申請手続き未了のまま死亡した場合の受給権者は、次のとおりとする。

第1順位 配偶者

第2順位 子

第3順位 孫

第4順位 直系尊属（父母他）※

第5順位 兄弟姉妹

第6順位 兄弟姉妹の子

※親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

受給権者が第2・3・4・5及び6順位の場合はそれぞれ全員が対象となる。

3. 第2項による共済保険金の受給権者がいない場合は、共済保険金の受給権者を当該契約者の所属の郡市区歯科医師会の意見を徴し、理事会の議を経て会長が決める。
4. 第2項による共済保険金の受給権者が、共済保険金支払申請手続き未了のまま死亡した場合の当該共済保険金の受給権者は、死亡した受給権者を被相続人とした民法の規定とする。

(共済保険金受給権の保護)

第11条 共済保険金支払いは、会員の相互扶助によるものであるもので、民法に定める担保物件に関する規定の適用を受けるものではない。

(共済保険金受給権の処分禁止)

第12条 本制度に基づく共済保険金の受給権は、譲り渡し、または担保に供することができない。もし譲り渡し、または担保に供してもこれをもって本会に対抗することができない。

(震災、風水害、火災等による共済保険金支払いに関する保険金額の削減支払)

第13条 震災、風水害、火災その他これに類する災害により、火災等共済保険金、落物等共済保険金、放水損害共済保険金および水害共済保険金を支払事由とする事

故が多数発生し、当該共済保険金を全額支払うとした場合に本制度の収支状況を著しく悪化させると本会理事会において認める場合は、本会理事会の議を経て、当該共済保険金の全部または一部を削減して支払うことがある。なお、当該共済保険金を削減して支払うときは、本会は当該受給権者に通知する。

(契約者の範囲)

第14条 本制度の契約者は、本会定款第5条第1項第1号の規定に基づく正会員または本会もしくは郡市区歯科医師会の職員であることを要件とする。

2. 本会入会承認日の翌日以降は加入申込を受け付けない。ただし、相当の理由があり、本会理事会の裁定に基づき条件付きで認められる場合はこの限りでない。

(責任開始日および契約日)

第15条 契約者が、本会定款第5条第1項第1号に規定される会員資格を取得した場合には、本会は、重要事項説明書をもって契約内容の説明を行い、契約締結の意向を確認するものとし、所定の様式による保険契約申込書に所要事項を記入させ、署名または記名捺印を得たうえで、これを本会に提出させる。

2. 本会は、本会入会申込書に記載された入会年月日から共済保険契約の責任を負う。

3. 前項により本会の責任が開始される日を契約日とする。

(保険期間)

第16条 本制度の保険期間は、契約日または第22条第1項に規定する更新日からその後最初に到来する3月31日までとする。

(共済保険証券)

第17条 本会は、共済保険契約を締結した場合、共済保険証券に替え次の各号に定める事項を記載した本制度加入通知書を契約者全員に交付する。

- 一 本会の名称
- 二 契約者の氏名
- 三 保険の目的を特定するために必要な事項
- 四 支払事由
- 五 保険期間
- 六 保険金の額およびその支払方法
- 七 保険料および払込回数

八 契約日

九 共済保険加入通知書を作成した年月日

(保険料の払込)

第18条 契約者は、本制度への加入の申し出と同時に保険料を払い込まなければならない。

2. 第22条第1項に規定する契約の更新（以下「更新契約」という）を行った場合には、契約者は、更新契約の保険料を5月末日までに払い込まなければならない。

3. 保険料の払込みを怠った契約者は、速やかに保険料を払い込まなければならない。

(保険料の払込方法)

第19条 契約者は、加入申込時と同時に、郡市区歯科医師会を経て本会に払い込むものとする。ただし、本会の職員は直接本会に払い込むものとする。

2. 更新契約の保険料については、直接本会に払い込むものとする。

3. 本会は、保険料を領収した場合、保険領収書の発行をする。

(猶予期間および保険契約の失効)

第20条 更新契約の保険料の払込みについては、払込期月の翌月初日から起算して10カ月間の払込猶予期間を認める。ただし、払込猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失い、当該契約者はこの規則による共済保険金を受け取る権利を失う。

(猶予期間中に共済保険金の支払事由が発生した場合)

第21条 保険料払込猶予期間中に共済保険金の支払事由が生じたときは、本会は、未払込保険料を支払うべき共済保険金の額から差引いて支払う。

2. 共済保険金が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その払込猶予期間が満了するときまでに未払込保険料を払い込まなければならない。この未払込保険料が払い込まれない場合は、本会は共済保険金を支払わない。

(共済保険契約の更新)

第22条 保険期間が満了する際に契約者または本会が更新しない旨の通知をしない限り、この保険契約は保険期間満了の日の翌日に更新され継続するものとし、この日を更新日とする。

2. 前項の通知は、保険期間満了の日の2週間前までにすることを要する。
3. 更新後の共済保険契約においては、更新日におけるこの規則および保険料率が適用される。
4. 更新後の共済保険契約の保険料については、第21条の規定を準用する。

(更新時における保険料の増額または保険金の減額等)

第23条 前条の規定にかかわらず、本会は、その業務または財産の状況に照らして認可特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、保険契約の更新に際して、主務官庁の認可を得て次の変更等を行うことがある。

- 一 保険料を増額しまたは共済保険金額を減額すること
 - 二 共済保険契約の更新を行わないこと
2. 前項の変更等を行う場合には、施行規則に規定される審議会の答申を得た上で、本会理事会の議により、本会代議員会の議決を経て主務官庁への認可申請を行う。
 3. 前項に定める主務官庁の認可を取得した後ただちに、その対象となる共済保険契約の契約者に通知する。

(保険期間中の保険料の増額または共済保険金額の削減等の調整)

第24条 本会は、その業務または財産の状況に照らして認可特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約に基づく責任期間中であっても、主務官庁の認可を得て次の変更を行うことがある。

- 一 保険料を増額しまたは共済保険金額を減額すること
2. 前項の変更を行う場合には、施行規則に規定される審議会の答申を得た上で、本会理事会の議により、本会代議員会を経て主務官庁への認可申請を行う。
 3. 前項に定める主務官庁の認可を取得した後ただちに、その対象となる共済保険契約の契約者に通知する。

(詐欺による取消)

第25条 本制度への加入に際して、契約者または共済保険金受取人に詐欺の行為があったときは、当該契約者の加入を取り消すことができる。この場合、本会は、すでに払い込まれた保険料を払い戻さない。

(不法取得目的による無効)

第26条 契約者が共済保険金を不法に取得する目的または他人に共済保険金を不法に取得させる目的をもって本制度へ加入したときは、共済保険契約は無効とする。こ

の場合、本会は既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

(告知義務)

第27条 本会は、本制度の共済保険契約の締結に際し、告知を要しない。

(重大事由による保険契約の解除)

第28条 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該共済保険契約または契約者の加入を将来に向かって解除することができる。

- 一 契約者が、この共済保険契約の共済保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含む）した場合
- 二 受給権者が、この共済保険契約の共済保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含む）した場合
- 三 この共済保険契約の共済保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含む）があった場合
- 四 第一号から第三号に掲げるもののほか、共済保険金の受取人に対する信頼を損ない、この共済保険契約の存続を困難とする第一号から第三号に定める事由と同等の重大な事由がある場合

2. 本会は、共済保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、共済保険金の支払を行わない。また、既に共済保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。

3. 本条による解除は、契約者に対する通知により行う。

4. 本会は、第1項により当該共済保険契約の解除した場合、第33条の規定に基づき保険料を返還する。

(共済保険金の請求および支払時期等)

第29条 共済保険金の支払事由が生じたときは、災害共済保険金請求申請書に必要な書類を添えて郡市区歯科医師会を経て本会に請求するものとする。ただし、北海道歯科医師会に勤務する職員である契約者は直接本会に提出するものとする。また、郡市区歯科医師会に勤務する職員は、当該郡市区歯科医師会を経て本会に行うものとする。共済保険金の支払いは、その請求に基づき本会理事会で審査する。

2. 本会は、共済保険金支払いを行う場合、当該契約者に未納の本会会費、保険料がある場合は、それらに相当する額を共済保険金支払い額から差引く。

3. 共済保険金の支払いは、請求のために必要な書類が本会に到着した日（以下、「請求日」という）の翌日から起算して60日以内に受給権者の指定する金融機関等の口座に振り込むものとする。
4. 共済保険金受給権者を起因とする請求の不備があった場合は、不備を解消した日から60日以内に受給権者の指定する金融機関等の口座に振り込むものとする。
5. 民事訴訟等により第3項に定める振込みができない場合は、判決確定後もしくは裁判所の指示に基づき、第1項に定める本会理事会による審査の日から60日以内にしかるべき受給権者の指定する金融機関等の口座に振り込むものとする。
6. 共済保険金の支払いに関して、外部専門機関による調査が必要な場合には、第3項から第5項の共済保険金の支払期限を90日とする。その場合には、本会は保険金を請求した者に通知する。
7. 本会は、第3項から第5項に定める期日を超えて共済保険金を支払う場合には、その期日の翌日から支払日までの日数について、支払うべき共済保険金の額に年5%の割合により計算した遅延利息を支払う。

（保険契約の解約）

第30条 契約者は、いつでも、将来に向かって本制度から解約することができる。

2. 解約した場合、解約日以降、当該契約者は本制度における共済保険金を受け取る資格を失う。
3. 第14条第2項の規定に該当する場合を除き契約者は本制度へ再契約（加入）することはできない。
4. 契約者が解約の請求をするときは、解約請求書を本会に提出するものとする。

（解約返戻金）

第31条 前条の規定により契約者が保険契約を解約した場合、第33条の規定に基づき保険料を返還する。

(共済保険契約の消滅)

第32条 本制度の共済保険契約は、次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める消滅年月日の翌日をもって失われる。

号	共済保険契約の消滅に該当する場合	消滅年月日
一	契約者の死亡のとき	契約者の死亡年月日
二	契約者の本会からの退会	退会年月日
三	猶予期間の満了 [猶予期間及び保険契約の失効] (第20条関係)	猶予期間満了日
四	重大事由による保険契約の解除 (第28条関係)	重大事由による解除の通知の到達日
五	保険契約の解約 (第30条関係)	解約日

(共済保険契約が消滅した場合の保険料等の返還)

第33条 保険契約が消滅した場合において、保険料が払い込まれていたときは、契約日（更新されている場合は直前の更新日）から前条に規定する消滅年月日までの経過月数（1か月に満たない経過月の端数は、これを切り上げる。以下、本条において「経過月数」という）に応じて算出された金額を返還する。

2. 前項に規定する金額は、次の算式により求められた金額とする。

$$\text{第8条に規定する保険料} \times (12 - \text{経過月数}) \div 12$$

3. 契約者死亡による返還保険料の受給権者および受給順位は、第10条第2項および第3項の規定による。

4. 前項の受給権者が返還保険料支払未了のまま死亡した場合の受給権者は、死亡した受給権者を被相続人とした民法の規定とする。

(契約者の住所および指定物件の変更等)

第34条 契約者が住所を変更したとき、および指定物件に変更が生じたときは、すみやかに本会に通知するものとする。

2. 指定物件に係わる変更届出が本会に到着する以前に、新規に指定する物件が火災または災害にかかった場合には、共済保険金を支払わない。

3. 第1項の通知がなく、契約者の住所を本会が確認できなかった場合、本会の知った最終の住所あてに発した通知は、契約者に到達したものとみなす。

(保険料または保険金額の定期的見直し)

第35条 本会は、その業務または財産の状況に照らして認可特定保険業の財務健全性を維持することを目的として定期的な検証を行い、その維持が困難と判断できる蓋然性がある場合には、保険契約に基づく責任期間中であっても、主務官庁の認可を得て次の変更を行うことがある。

一 保険料を増額しまたは保険金額を減額すること

2. 前項の変更を行う場合には、施行規則に規定される審議会の答申を得た上で、本会理事会の議により、本会代議員会の議決を経て主務官庁への認可申請を行う。
3. 第1項に定める定期的な検証の結果、本会が保険料または共済保険金額の見直しを行う場合には、本会は、その内容につき、主務官庁の認可を取得した後ただちに、その対象となる共済保険契約の契約者に通知する。

(保険金額、保険の種類または保険期間を変更する場合の取扱い)

第36条 本制度は、この規則に定めるもののほか、保険金額、保険の種類または保険期間の変更の取扱いに関する事項につき定めを置かないものとする。

(この規則の変更および廃止)

第37条 本規則を変更し、または廃止しようとするときは、施行規則に規定される審議会の答申を得た上で、本会理事会の議により、本会代議員会の議決を経て主務官庁の認可を取得しなければならない。

(施行細則への委任)

第38条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な細則は、本会理事会で別に定める。

(制度廃止および認可特定保険業の廃業)

第39条 本制度が主務官庁の認可を得て廃止または廃業されるときは保険業法に基づく手続きを行う。

(時 効)

第40条 本制度における共済保険金の返還およびこの保険に関連する一切の支払を請求する権利は、支払事由発生の日から起算して3年間これを行使しないときは当該期間の経過をもって自動的に消滅する。ただし、本会理事会が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

(共済保険制度会計)

第41条 本制度の会計は保険業法に基づき別途管理する。

(共済保険制度会計の収支および管理等)

第42条 本制度の会計の収支および財産の運用管理は、本会の理事会が行う。

(特別勘定)

第43条 本会は、本制度に係る特別勘定を設置しない。

(共済保険制度会計の目的以外使用の禁止)

第44条 共済保険制度会計は、この規則の規定による共済保険金、制度運営および改廃に要する経費を支出するほか、他に流用、転貸または担保にすることができない。

ただし、認可特定保険業者として主務官庁の承認を得た場合はこの限りでない。

(共済保険制度の会計報告書および業務報告書)

第45条 保険業法に基づき、本制度に関する会計報告書および業務報告書を作成し、本会理事会の議決を経なければならない。

(監査規則に基づく監査の実施)

第46条 本制度およびその会計は、一般社団法人北海道歯科医師会監査規則に基づく監査を受けなければならない。

(管轄裁判所)

第47条 この共済保険契約における共済保険金の請求その他この共済保険に関する一切の訴訟については、本会の主たる事務所の所在地または、保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

別表第一（第9条関係）

共済保険金の額

火災等共済保険金 落下物等共済保険金	被災割合に応じた以下の金額の範囲内で、損害額を限度に、 本会理事会が決定した金額。被災割合は、第29条に基づき提出された被災証明書、意見書等を勘案し本会が認定する。 <table border="1" data-bbox="378 384 753 635"> <thead> <tr> <th>被災割合</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%程度</td><td>150万円以内</td></tr> <tr> <td>20%程度</td><td>300万円 ♫</td></tr> <tr> <td>30%程度</td><td>450万円 ♫</td></tr> <tr> <td>50%程度</td><td>750万円 ♫</td></tr> <tr> <td>70%程度</td><td>1,000万円 ♫</td></tr> <tr> <td>70%程度以上</td><td>1,500万円 ♫</td></tr> </tbody> </table>	被災割合	金 額	10%程度	150万円以内	20%程度	300万円 ♫	30%程度	450万円 ♫	50%程度	750万円 ♫	70%程度	1,000万円 ♫	70%程度以上	1,500万円 ♫
被災割合	金 額														
10%程度	150万円以内														
20%程度	300万円 ♫														
30%程度	450万円 ♫														
50%程度	750万円 ♫														
70%程度	1,000万円 ♫														
70%程度以上	1,500万円 ♫														
放水損害共済保険金	150万円以内で、損害額を限度に、本会理事会が決定した金額。														
水害共済保険金	被災割合に応じた以下の金額の範囲内で、損害額を限度に、 本会理事会が決定した金額。被災割合は、第29条に基づき提出された被災証明書、意見書等を勘案し本会が認定する。 <table border="1" data-bbox="378 879 753 986"> <thead> <tr> <th>被災割合</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床下浸水</td><td>100万円以内</td></tr> <tr> <td>床上浸水</td><td>150万円 ♫</td></tr> </tbody> </table>	被災割合	金 額	床下浸水	100万円以内	床上浸水	150万円 ♫								
被災割合	金 額														
床下浸水	100万円以内														
床上浸水	150万円 ♫														
地震台風見舞共済保険金 その他損害共済保険金	損害額を限度に、本会理事会が決定した金額。														

附 則

- この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1. この規則は、平成26年4月1日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会殊遇規則

第1条 本規則は定款施行規則第10条第2項の規定に基づき、これを定める。

第2条 定款施行規則第10条に規定する30年の始期は、昭和10年7月20日とする。

第3条 郡市区歯科医師会長は、定款施行規則第10条の規定に該当する会員であって、その期間に定款第11条及び第12条第1項の規定に該当する行為がなかった善良な会員があるときは、本人の履歴書を付して北海道歯科医師会長に推薦するものとする。

第4条 北海道歯科医師会長は、前条の推薦があった際は、理事会の議を経てこれを終身会員とする。

第5条 終身会員は本会所定の会費を免除する。但し、会員としての一切の権利は失わない。

② 前項に規定する会費免除の始期は、終身会員となった年度の翌年度とする。但し、平成26年度から終身会員に該当する会員は、5年間本会所定の会費及び負担金等を本会へ支払う義務を負う。

③ 正会員のうち特別な事情のある者に対し、郡市区歯科医師会長から申し出のあった場合は、理事会の決定により、会費を減免することができる。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1. この規則は、平成25年7月13日から施行する。

附 則

1. この規則は、平成26年3月1日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会監査規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、一般社団法人北海道歯科医師会（以下「本会」という）定款第27条に規定する監事の監査（内部監査）に関する基本的な事項を定めたものであり、法令及び定款に定めるもののほかはこの基準による。

(目 的)

第2条 監査は、本会の業務・運営が法令・定款に照らし、適正かつ良好・妥当な状態に維持されることを確保することにある。

(職 能)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは理事会に対し必要な勧告又は助言を行わなければならない。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも理事及び関係職員に対し事業の報告を求め、又は、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(関係部門の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合に、理事及び関係職員はこれに協力するものとする。

(関係部門との協力)

第6条 監事は、その職務を適切に遂行するために、理事及び関係職員との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

(監事会、常務監事、特定監事)

第7条 監事会は、監事をもって組織する。

2. 監事は、互選により常務監事1名を決める。
3. 常務監事は、監事会を招集し、その会を掌理する。
4. 常務監事は、法務省令第37条第5項に規定する特定監事を兼ねる。
5. 常務監事が事故あるときは、あらかじめ監事会で決めた順位によりその職務を

代理し、欠けたときはその職務を代行する。

6. 常務監事は、日計表及び現金預貯金調査表に調査印を押印すること。
7. 常務監事は、財務書類の金額を突合し、残高試算表に照合印を押印すること。
8. 常務監事は、必要と認めたときは、関係役員、外部監査人及び事務局長及び関係職員を監事会に出席させることができる。

第2章 一般基準

(基本理念)

第8条 監事は、適正な監査視点の形成のため、常に自己研鑽に努めるとともに事業運営全体の観点からその課題についての認識を深め、常に公正不偏の態度で監査を行うことにより、本会の健全な事業運営と社会的信頼の向上に寄与するものとする。

(監事の義務)

第9条 監事は、次の各号に掲げる義務を負っていることを自覚し、その職務にあたらなければならない。

- ① 監事は、「善良なる管理者の注意」をもって理事の業務執行の状況を監査する義務を負うものとする。(善管注意義務)
- ② 監事は、その職務の適切な遂行のために、常に公正不偏の態度と独立の立場を保持しなければならない。(公正不偏の原則)
- ③ 監事は、職務上知り得た事項を正当な理由なくして他に漏らし、又は窃用してはならない。(秘密保持の義務)

第3章 実施基準

(監査の種類)

第10条 監査は、定例監査と臨時監査とする。

2. 前項に定める定例監査は年4回（5月、8月、12月、2月）とし、それぞれの期間に係る計算書類及び附属書類について、その適否を検証するとともに、業務の執行状況を監査するものとする。
3. 前項に定める定例監査のうち、5月度に行う監査については、決算監査とし、

会計年度末における決算書類及び附属書類について、その適否を検証するとともに、業務の執行状況を監査するものとする。

4. 第1項に定める臨時監査は、監事団が必要と認めた場合に行うものとする。

(監査計画)

第11条 監査を行うに際し、監事は監査計画を作成し、特定理事に提出するものとする。

2. 監査計画書には、監査の日時、監査対象期間、監査事項及び監査担当者等を記載する。

3. 前項に規定する監査の日時の決定にあつては、担当理事、担当事務職員等とよく協議調整することとする。

(監査事項)

第12条 監事は、次の各号に掲げる事項の調査・閲覧・立会・報告の聴取により監査を行うものとする。

- ① 定款、定款施行規則及び諸規則の実施状況
- ② 契約書、諮問書及び答申書等重要な文書
- ③ 代議員会に提出すべき議案及び書類
- ④ 内部統制システムの状況
- ⑤ 事業計画及び収支予算書と業務執行状況
- ⑥ 計算関係書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書類
- ⑦ 決算方針及び決算期の計算書類等
- ⑧ その他監事が監査上必要とする事項

2. 本会は、財務書類のほか、次の各号に掲げる書類等を備えなければならない。

- ① 定款及び諸規則
- ② 会員名簿
- ③ 役員名簿及び履歴書
- ④ 代議員及び予備代議員名簿及び履歴書
- ⑤ 業務日誌
- ⑥ 議事録
- ⑦ 官公署往復書簡
- ⑧ 郵便切手及び証票類の受払簿

- ⑨ 図書台帳
- ⑩ その他必要な帳簿及び書類

3. 監事は、前項に定める書類等及び次の各号に掲げる会計金庫内保管物件の実査を行うものとする。

- ① 各種鍵の保管状況
- ② 各種印鑑の保管状況
- ③ 有価証券類
- ④ 小払い資金及び預金通帳の保管状況
- ⑤ その他の収納物

(監査報告)

第13条 特定監事は、監査終了後に監査報告書を作成し、特定理事に対しその内容を通知しなければならない。

2. 監査報告書には、次の各号に定める事項を記載するものとする。

- ① 監査の方法及びその内容
- ② 計算関係書類が本会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示されているかどうかについての意見
- ③ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ④ 追記情報
- ⑤ 監査を実施した監事の署名押印
- ⑥ 監査報告書作成日

(会議への出席)

第14条 監事は、理事会及びその他の必要と認める会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2. 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(外部監査との連携)

第15条 会長は、必要ある場合には、外部監査人に財務書類一切に対して外部監査を依頼することができる。

- 2. 前項の監査を行う場合は、監事にその旨を通告しなければならない。
- 3. 監事は、外部監査人と緊密な連携を保ち、外部監査人に監査結果について報告

を求めるとともに、これを活用して自らの目的達成に努めるものとする。

第4章 監事の意見陳述等

(理事会に対する意見陳述義務)

第16条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、理事会に意見を述べなければならない。

2. 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、招集権者に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第17条 監事は、理事が本会の目的外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、これにより本会に著しい損害が生じるおそれがある場合には、理事に対し、その行為の差止を求めることができる。

(理事等の報告義務に対する措置)

第18条 監事は、理事から本会に著しい損害が生じるおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第19条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

2. 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について問題があれば理事に意見を述べるものとする。

(代議員会への報告)

第20条 監事は、代議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には代議員会に報告しなければならない。

(代議員会における説明義務)

第21条 監事は、代議員会において代議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明しなければならない。

(監事の任免・報酬に関する代議員会における意見陳述)

第22条 監事は、その選任・解任及び報酬について、代議員会において意見を述べる
ことができる。

第5章 訴訟提起等

(訴訟提起等に関する事項)

第23条 監事は、代議員会の決議取消の訴えその他の訴訟の提起をすることができる。

2. 監事は、本会が理事に対し、又は理事が本会に対し訴えを提起した場合には、
本会を代表する。

第6章 雑 則

(監査の費用)

第24条 監事は、職務執行のため必要と認める費用を本会に対して請求することが
できる。

(規則の改廃)

第25条 この規則の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会の審議を経て代議員
会の承認を求めるものとする。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人の関する法律及び公益社団法人及び
公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第
121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人
の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会理事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人北海道歯科医師会（以下本会という）の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種 類)

第3条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

2. 定例理事会は、原則毎月第2週に開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき。

二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

三 監事から会長に招集の請求があったとき。なお、この場合は、会議の目的たる事項を示す必要はない。

四 前二号並びに前三号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発出されないときに、その請求をした理事あるいは監事が招集をしたとき。

(招集権者)

第4条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会で決めた順位に従い、理事が理事会を招集する。

3. 会長は、前条第3項第二号又は第三号に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会の招集をすることを原則とする。

(招集手続き)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

3. 前項の規定は、定例理事会の場合にも適用する。

(議長)

第6条 理事会の議長は、原則、会長がこれにあたる。ただし、第4条第2項に該当するときは、理事会を招集した理事がこれにあたる。

2. 前項にかかわらず、理事会が予め定めた順位に従い、副会長が順次議長をつとめることができる。

3. 理事会の会議の目的事項について、議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故あるときに準じて、他の理事が議長にあたるものとする。

(定足数と決議方法)

第7条 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

2. 理事会に付議された事項は、前項の出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

3. 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

4. 第2項の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第8条 前条第2項の規定にかかわらず、理事が理事会決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第9条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第20条第1項の規定による報告については適用しない。

(関係者の出席)

第10条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(欠 席)

第12条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合は、予め招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議 事 録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところに従い、理事会終了後、遅滞なく議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2. 会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

3. 理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめない者は、その決議に賛成したものと推定する。

(議事録の内容)

第14条 理事会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会開催の日時、場所

二 出席した理事及び監事の氏名並びに第10条に定める出席があるときは、その者の氏名

三 理事会招集の状況

四 議長の氏名

五 理事会の議事の経過及びその結果

六 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

2. 第8条に規定する場合には、次の各号に掲げる事項を議事録に記載しなければならない。

一 報告を要しないものとされた事項の内容

二 理事会の報告を要しないとされた日

三 議事録の作成に係る職務を行った理事及び職員の氏名

3. 議長は、欠席した理事又は監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(権 限)

第15条 理事会は、本会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長並びに業務執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第16条 理事会が決議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 法に定める事項

- 1) 本会の業務執行の決定
- 2) 会長並びに業務執行理事の選任・解任
- 3) 代議員会の日時、及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 4) 事業報告及び決算の承認
- 5) 重要な財産の処分及び譲受
- 6) 多額の借財
- 7) 重要な職員の選任及び解任
- 8) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 9) 内部管理体制の整備
- 10) 競合及び利益相反取引の承認
- 11) その他法令に定める事項

二 定款に定める事項

- 1) 入会希望者の承認
- 2) 会費未納に伴う強制退会の決議
- 3) 定款12条に定める正会員に対する戒告、権利の一部停止及び除名の決議並びに申し出による再入会の決議
- 4) 代議員会の招集の決議
- 5) 理事の順位の決定
- 6) 任務懈怠による役員の損害賠償責任の一部免除の決議
- 7) 事業計画及び収支予算書の承認
- 8) その他定款に定める事項

三 その他重要な業務執行に関する事項

- 1) 本会と他団体との間における、業務上並びに業務外の契約の締結、解除、変更の決議
- 2) 重要な訴訟の処理
- 3) その他理事会が必要と認める事項

(理事会で決すべき事項の事後承認)

第17条 会長は、法令で定める決議事項を除き、緊急で理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合であっても、会長は次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(理事の取引の承認)

第18条 法第84条、同92条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- 1) 取引をする理由
 - 2) 取引の内容
 - 3) 取引の相手、金額、時期、場所
 - 4) 取引が正当であることを示す参考資料
2. 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。
3. 当該取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第19条 理事会は、定款第31条第2項に基づき、法第111条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において免除することを決議することができる。

2. 前項の決議を行ったときは、会長は遅滞なく、次に掲げる事項及び責任免除に異議ある場合には、1ヶ月以内に異議申し立てを願う旨を代議員に通知しなければならない。
3. 前項の異議が、総議決権の10分の1以上に達したときは、理事会は、第1項の規定に基づく免除はできない。

(報告事項)

第20条 会長及びその他の業務執行理事は、3ヶ月に一回以上、自己の職務執行の状

況を理事会に報告しなければならない。

2. 監事は、理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(改 廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会常務理事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款施行規則第25条の規定に基づいて設置する常務理事会に関し、必要な事項を定め、それによって円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事をもって構成する。ただし、会長が必要と認めたときは他の理事を加えることができる。

(種 類)

第3条 常務理事会は、定例常務理事会と臨時常務理事会とする。

2. 定例常務理事会は、原則毎月第1週に開催する。

3. 臨時常務理事会は、次の各号に該当するときに開催する。

一 会長が必要と認めるとき。

二 会長以外の常務理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(招 集)

第4条 常務理事会は、原則、会長が招集し、議長となる。

2. 前項にかかわらず、理事会で予め定めた順位に従い、副会長が順次議長をつとめることができる。

3. 常務理事会は招集手続きを要しない。

(定足数と決議方法)

第5条 常務理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

2. 常務理事会に付議された事項は、前項の出席した構成員の四分の三をもって決する。

(関係者の出席)

第6条 常務理事会は、必要と認めるときは議事に関係する者の出席を求めて、その意見を聞き、又は報告を受けることができる。

(監事の出席)

第7条 監事は常務理事会に出席し、必要と認めた場合には、意見を述べなければならない。

(議 事 録)

第8条 常務理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

2. 議長は、欠席した構成員又は監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(権 限)

第9条 常務理事会は、次の各号に掲げる事項を審議、答申する。

- 一 理事会から委託された事項
 - 二 理事会に付議する事項
 - 三 本会の業務運営の年間計画案及びその収支予算書の策定
2. 前項の定めるものの他、法令及び定款において理事会の専決事項とされているものを除いた本会の重要事項について審議し、決定する。

(報告義務)

第10条 前条の定めに従い審議され、決定された事項については、理事会に報告し、承認を求めるものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、定款施行規則第15条の規定に基づき、これを定める。

(常任委員会の設置及びその名称)

第2条 本会に次の常任委員会を置く。

- 一 学術委員会
- 二 医療管理調査委員会
- 三 公衆衛生委員会
- 四 社会保険委員会
- 五 広報委員会

(学術委員会)

第3条 学術委員会においては、次の事柄を審議・遂行する。

- 一 歯科医師の医学研修に関する事柄

(医療管理調査委員会)

第4条 医療管理調査委員会においては、次の事柄を審議・遂行する。

- 一 医療の管理、運営の合理化に関する事柄

(公衆衛生委員会)

第5条 公衆衛生委員会においては、次の事柄を審議・遂行する。

- 一 公衆衛生に関する事柄

(社会保険委員会)

第6条 社会保険委員会においては、次の事柄を審議・遂行する。

- 一 社会保険に関する事柄

(広報委員会)

第7条 広報委員会においては、次の事柄を審議・遂行する。

- 一 会報の企画に関する事柄
- 二 広報に関する事柄

(小委員会)

第8条 常任委員会に小委員会を置くことができる。

(委員会及び小委員会の招集)

第9条 委員長は、必要に応じ委員会又は小委員会を招集して会議の議長となる。

(臨時委員会)

第10条 臨時委員会はその審議結果を会長に文書をもって報告しなければならない。

第11条 定款施行規則第16条第2項第二号の規定により臨時委員会を置く場合は、定款施行規則に定めるものを除くほか、この規程を準用する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

※一般社団法人への移行のための現行定款と関係諸規則の改正を平成24年6月と9月の代議員会、定款については同年6月開催の総会に上程、可決確定し、現役員は新法人移行の日から平成25年6月開催の定時代議員会締結時まで、また現代議員会は平成25年6月30日までの任期となった。これに伴い、現在、本会会長が委嘱している顧問、委員会委員等の任期についても同様の臨時措置を講じたい。

2. この規程は、次の日付において改正し、施行する。

(1) 平成29年4月1日

一般社団法人北海道歯科医師会予算決算特別委員会規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、一般社団法人北海道歯科医師会代議員会議事規則第28条の規定に基づき、これを定める。

(名 称)

第2条 本委員会を予算決算特別委員会という。

(目 的)

第3条 本委員会は、本会の予算、決算及び関係議案を代議員会に上程する前に充分なる審査を行ない、もって議事運営の合理化と、その能率増進を図り本会の正常なる発展を期することを目的とする。

(決算の審査事項)

第4条 本委員会は、理事より提出された決算に関する議案につき代議員会開会前までに次の事項を審査して代議員会に報告しなければならない。ただし、代議員会より特に指示をうけた場合は、この限りでない。

- 一 各会計単位の決算書
- 二 当該年度の決算実績明細書
- 三 各会計単位の期末残高一覧表
- 四 決算財務諸表
- 五 仮払金、預り金、仮受金及び借入金の明細書
- 六 監査報告書及び公認会計士の監査報告書
- 七 会費及び負担金の未収状況
- 八 特別積立資金の運用状況
- 九 その他委員会が必要と認めた事項

(予算の審査事項)

第5条 本委員会は、理事より提出された予算案に関する議案につき、代議員会開会前までに次の事項を審査しなければならない。

- 一 各会計に関する予算並びに入会金、会費、負担金の額及び納入方法
- 二 暫定予算案及び補正予算案
- 三 事業計画案

四 役員・監事報酬、退職金の額

五 その他委員会が必要と認めた事項

(会計規則等の改廃案の検討)

第6条 本委員会は、前2条に規定する事項のほか次の事項を審査する。

一 本会の会計規則の改廃案の検討

二 本会の監査規則の改廃案の検討

三 本会の財産及び会計の管理並びに処分に關する事項

四 代議員会より委任を受けた事項の調査及び審査

(委員の定数)

第7条 本委員会の委員は7名とし、定款施行規則第29条に定める各地区より、各1名をその地区の代議員の互選により選出する。

2. 前項により選出された委員は代議員会の承認を受けなければならない。

(委員長及び副委員長)

第8条 本委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2. 前項の委員長及び副委員長は委員の互選により決める。

(委員会の招集等)

第9条 本委員会は委員長がこれを掌理し、委員会を招集して会議の座長となる。

(議長及び副議長の委員会出席)

第10条 議長及び副議長は委員会に出席し、質問し、又は意見を申し述べる事ができる。

(委員の任期)

第11条 本委員会の委員の任期は、代議員としての任期による。

(委員資格の喪失)

第12条 本委員会の委員は、代議員の資格を失ったときは、委員の資格を失うものとする。

(委員の補欠補充)

第13条 本委員会の委員の補欠補充は、第7条の規定を準用する。

(委員会への招致)

第14条 委員長は、必要に応じて、監事、公認会計士、会計担当常務理事及び関係職員を委員会に出席させることができる。

(財務書類の審査突合)

第15条 本委員会は、本会の財務書類の審査突合を行わなければならない。ただし、収入決議書及び支出決議書並びに領収書等の審査は必要欠くことの出来ないものを除くのほか、その必要はない。

(調査審査上の制限)

第16条 本委員会の調査審査は、本会の業務執行を著しく阻害してはならない。

(審査結果の代議員会への報告)

第17条 委員長は、委員会の審査結果を当該議案の提案理由の説明終了後代議員会に報告しなければならない。

(規約の改廃手続)

第18条 この規約を変更し、又は廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会 予算決算特別委員会運営細則

第1条 この細則は、予算決算特別委員会規約に基づき、本委員会の運営に関する事項を定める。

第2条 本委員会は、予算決算特別委員会規約（以下「規約」という）第4条に規定する決算及びその関連事項の審査については、概ね次の点に重点をおいて審議するものとする。

- 一 予算と決算との関連性の適否
- 二 会費、負担金未収額処置の適否
- 三 財産処分に関する処理の適否
- 四 監事及び公認会計士の監査報告書によって指摘された事項
- 五 定款、会計規則及び監査規則の遵法の有無
- 六 会計単位改廃の適否
- 七 特別積立資金運用状況の適否

第3条 本委員会は、規約第5条に規定する予算及びその関連事項の審査については、概ね次の点に重点をおいて審議するものとする。

- 一 社団財政の在り方と財政規模の適否
- 二 事業計画案と予算款項目との関連性の適否
- 三 会務運営費の適否
- 四 予備費の適否
- 五 会費、負担金賦課徴収方法の適否
- 六 会計単位新設の適否

第4条 本委員会は、規約第6条に規定する事項の審査については、特に重要な案件に対しては意見を添えて議長に報告しなければならない。

第5条 本委員会は、規約第15条に規定する財務書類の審査突合について、監事又は公認会計士の証言によってその必要のないことを認めた場合は、これを省略することができる。

第6条 本委員会は、規約第4条、第5条及び第6条に規定する審査事項の審議にあたり委員長は出席委員の3分の2以上の賛成がなければ可否を決定してはならない。

第7条 本委員会は、規約第14条に規定する関係役職員の委員会出席要請は、本会専務理事を経由するものとする。

第8条 委員長は、規約第17条に規定する審査結果の代議員会への報告のほか、委員会終了後、できるだけ早く審査内容を記載した報告書を議長を経て代議員に送付しなければならない。

第9条 本委員会委員は、委員会において審議した事項を個人の主観により文章に認めて代議員に配布することはできない。

第10条 この細則に規定したもののほか、議事運営は、本会の代議員会議事規則を準用するものとする。

第11条 この細則の改廃又は変更は、本委員会の審議を経て代議員会に報告承認を求めるものとする。

附 則

1. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会会計規則

第1章 総 則

第1条 この規則は、定款第9章会計及び財産の規定により、一般社団法人北海道歯科医師会（以下「本会」と称する）の会計について定めたものである。

第2条 本会の会計は、一般社団法人法に従い、実施する事業に応じて一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、定款の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

第3条 本会の会計は、公益法人会計基準及びその後の運用指針と実務指針に従い、会計別区分及び事業別区分により行う。

第4条 会計帳簿の作成は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

第5条 本会の会計事務処理については、会計細則を別に定める。

第2章 計算書類等の体系

第6条 前記第3条における、本会の作成する計算書類等は次のとおりとする。

1. 財務諸表

- (1) 貸借対照表（会計別に作成し総括表を添付する）
- (2) 正味財産増減計算書（会計別に作成し総括表を添付する）
- (3) 財務諸表の付属明細書（会計基準等で注記の表記を求められている事項）
- (4) 財産目録

2. 内部管理事項

- (1) 収支予算書（会計別に作成し総括表を添付する。資金ベース及び損益ベース）
- (2) 収支計算書（会計別に作成し総括表を添付する。資金ベース）

第3章 予算の編成と執行

第7条 予算の編成及び決定は、定款第40条の規定により、各事業担当理事の業務計

画案に従い立案し、会長が総予算の調整及び編成を行い、理事会の承認を経て、代議員会議長を通じ予算決算特別委員会に提出し、審査の後、代議員会に提出し承認を受けなければならない。

第8条 予算は、収支の性質、目的に従い、款・項・目に区分する。予算書の様式・科目及び科目の取扱要領は、前記第3条の公益法人会計基準及び運用指針・実務指針に従う。

第9条 予算編成にあたっては、予算科目と事業計画との関連を明瞭に表示するような様式を用いる。

第10条 予算に重要な変更の必要がある場合は、前記第7条の手續に従い、代議員会に提出し承認を受けなければならない。

第11条 次の事項は理事会の承認を経てこれを行なう。

(1) 予算の執行

但し、代議員会による予算の承認が年度開始後となるときは、その承認を経るまで前年度における予算を踏襲しこれを執行する。

(2) 同一款内における各項目の流用

(3) 予備費の使用

第12条 予算科目外の支出、又は予算超過の支出に充てるため予備費を使用しようとする場合には、理事会の承認を経て、代議員会において承認を受けなければならない。

第13条 理事会は実情に応じて次の事項を事務局職員に委任することができる。

(1) 予算に基づく経常的な収入及び支出

(2) 予算に基づく物品の購入及びその管理

第14条 各事業担当の常務理事は、会長を補佐し、予算の編成とその執行に関し、適時適切な資料を作成し、会長に意見を具申するとともに、所管事項に関する予算の執行についてこれを管理する監督責任を負うものとする。

第15条 会計担当の常務理事は、予算の執行にあたり、全般を管理（予算統制）する直接的責任を負うものとする。

第16条 各事業担当の理事と事務局との業務執行の過程における管理、調整の任は、専務理事が行なう。

第4章 収入及び支出

第17条 本会の収入は、予算に基づいて行わなければならない。

2. 本会の年度収入は期間収入とする。
3. 収入の会計事務処理については、会計細則を別に定める。

第18条 本会の支出は、予算に基づいて行わなければならない。

2. 本会の年度支出は期間支出とする。
3. 支出の会計事務処理については、会計細則を別に定める。

第5章 決 算

第19条 会計担当常務理事は、定款第41条の規定により、毎事業年度終了後、決算財務諸表を作成し、専務理事を経て会長に提出する。

2. 会長は決算財務諸表を監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、代議員会議長を通じ予算決算特別委員会に提出し、審査の後、定時代議員会に提出し承認を受けなければならない。

第20条 決算財務諸表の作成にあたっては、財務諸表体系、様式、用語、記載事項などについて、前記第3条の公益法人会計基準及び運用指針・実務指針に従う。

第21条 決算は予算科目に従って行なう。

第6章 監 査

第22条 監事は本会監査規則に基づき監査を実施する。

第23条 決算財務諸表は会長が必要と認めた時、指定する公認会計士または監査法人による外部監査を行なうことができる。その指定にあたっては利害関係を有する公認会計士または監査法人を選定してはならない。

第 7 章 雑 則

第24条 この規則の改廃は、代議員会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人の関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 法人制度移行期間中に、行政に提出する計算書類等については、第6条の財務諸表を所定の様式に組み換えしたものを用いる。(20年会計基準の様式)

一般社団法人北海道歯科医師会 役員報酬・退職金支給規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条及び第105条並びに定款第30条の規定に基づき、一般社団法人北海道歯科医師会の役員（理事及び監事）に対する報酬及び退職金の支給の基準について定めることを目的とする。

第2条 この規程により報酬及び退職金の支給を受ける者は、定款第24条に規定する役員とする。

第2章 報 酬

第3条 この規程による報酬とは、役員の在任中その職務に対する対価をいう。

第4条 役員に支給する報酬の総額については、予算決算特別委員会の議を経て代議員会が決める。

2. 役員のうち理事の報酬は、代議員会の決議により定められた総額の範囲において別表に基づき、その職務を勘案して、理事会で決定するものとする。

3. 役員のうち監事の報酬は、代議員会の決議により定められた総額の範囲内において、別表に基づき、監事の協議によって決定するものとする。

第5条 役員が退職し、又は定款第25条に規定する解任となったときは、その当日までの日割りをもって計算し支給する。

2. 前項の規定により報酬を支給する場合であって、その初日から支給するとき、又は、その月末の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

3. 役員が死亡により退職したときは、前1項、2項の規定にかかわらず、その月までの報酬を支給する。

第3章 退職金

第6条 役員に対する退職金の支給額は、1カ月につき報酬額の4倍とし、その在任月数に乘じた金額とする。

2. 会務期間中死亡した場合は、規定額の3倍額以上を支給する。

第7条 退職金は、次の各号に該当する者に対して支給する。

一 任期を満了した者

(引き続いて役員として選任された場合には、最終任期満了の時に一括して支給する)

二 在任中死亡した者

三 辞任届を提出し受理された者

第8条 退職金算定の基礎となる在任期間の計算は、役員となった日の属する月から辞任した日の属する月までの月数による。

第9条 役員在職中死亡した者に対する退職金は、理事会の承認を経て遺族に支給する。遺族とは、配偶者を第一位とし、配偶者のない場合は、子、父母等（法定相続人順位による）に支給する。

第10条 前各条によりがたいときは予算決算特別委員会の議を経て代議員会が定める。

第4章 積立金

第11条 役員の退職金を支給するため毎年積立てるものとする。

2. 積立金の額は、毎年予算をもって決定するものとする。

3. この積立金は、他に充当することができないものとする。

別 表

号 俸	等 級 該当役員	1	2
		会長・副会長 専務理事・常務理事 常務監事	理事・監事
1		2,000 円	1,000 円
2		4,000	2,000
3		6,000	3,000
4		8,000	4,000
5		10,000	5,000
6		12,000	6,000
7		15,000	7,000
8		18,000	8,000
9		20,000	9,000
10		22,000	10,000
11		25,000	12,000
12		28,000	14,000
13		30,000	16,000
14		35,000	18,000
15		40,000	20,000
16		45,000	23,000
17		50,000	26,000
18		55,000	30,000
19		60,000	35,000
20		70,000	40,000

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会旅費規則

第1条 旅費は、この規則の定めるところにより支給する。

第2条 一般社団法人北海道歯科医師会（以下「本会」という）の招集により会議に出席する場合、又は本会の依頼若しくは要求に応じ、業務遂行のため旅行した場合には、その者に対し別表1に定める旅費を支給する。

第3条 本会の役員及び職員が業務のため出張した場合は、当該役員及び職員に対し、別表2に定める旅費を支給する。

2. 特急料金及び指定座席料金については、別表1の区分により支給する。

第4条 必要に応じ空路運賃を支給することが出来る。

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとする。

第6条 旅費計算上の旅行日数は、業務上必要、又は天災その他やむを得ない事情に因り、旅行のために現に要した日数による。ただし、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。

第7条 旅費の支給は1人にて引続き2種以上の職務に従事した場合でもその1つのみを支給する。

第8条 本会の推薦により叙勲、褒章、大臣表彰及び知事表彰並びに日本歯科医師会長表彰又は北海道歯科医師会長表彰を受ける者が、受賞のために旅行した場合には、その者に対し別表1に定める旅費を支給する。

2. 受賞者が満75才以上で同行者を必要と認めた場合は1名に限り旅費を支給する。

第9条 前条のような受賞を受ける者が、本会の推薦でない場合でも郡市区歯科医師会長よりの報告がある場合には、同様の取扱とする。

第10条 旅費の支給につき、この規則により難い場合には会長の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106

条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表 1

区 分	鉄 道 賃	船 賃	航空賃	日 当 1 日に付	宿 泊 料 1 夜に付
会議開催地（用務地）に居住する者				6,000円	
片道50キロメートル未満の地から出席する者	旅客運賃	旅客運賃		6,000円	18,000円
片道50キロメートル以上の地から出席する者	旅客運賃 特急指定料金	旅客運賃	航空賃	6,000円	18,000円

別表 2

区 分	鉄 道 賃	船 賃	航空賃	日当1日に付	宿 泊 料 1 夜 に 付
役 員	旅客運賃	旅客運賃	航空賃	6,000円	18,000円
職 員	旅客運賃	旅客運賃	航空賃	5,000円	13,000円
事務局長					
次 長					
課 長					
課長補佐	旅客運賃	旅客運賃	航空賃	3,000円	13,000円
係 長					
係 員					

別表1・2の運賃、名称等の変更あるときは、それを適用する。